

## 住所の変更登記の申請に必要な書類とその入手先等



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

	対象者 (誰の)	書類の名称	入手先	有効期限	備考
【集める書類】	住所移転があった所有者	住民票の写し (マイナンバーが記載されていないもの) 又は 戸籍の附票 (住民票の写しでは、住民票の記載内容から住所移転の経緯を確認することができない場合に必要。)	住所地の市区町村	なし	<p>登記申請書に住民票コードを記載した場合には、住民票の写しの提出を省略することができます(ただし、住民票の記載内容から住所移転の経緯を確認することができない場合を除きます。)</p> <p>不動産の所有者の登記簿上の住所(住所移転前の住所)と現在の住所(今回、住所変更登記を申請する住所)、また、その住所移転の日が記載されているもの(証明書の原本)が必要です。</p> <p>不動産の所有者の登記簿上の住所から現在の住所(今回、住所変更登記を申請する住所)までの間に、複数回、住所移転をしているような場合には、住民票の写しでは、その住所移転の経緯を証明することができないことがあります。その場合には、戸籍の附票の写し(本籍地の市区町村で発行)などを提出していただき、登記簿上の住所から現在の住所(今回、住所変更登記を申請する住所)までの住所移転の経緯を証明していただく必要があります。</p>
	作成する者	書類の名称	備考		
【作成する書類】	所有者	登記申請書	作成方法等は、以下のページを参照願います。 <a href="https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000001_00017.html">https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000001_00017.html</a>		
	所有者と代理人	委任状	代理人による申請の場合に必要です(所有者が手続する場合は不要です。)。		